

指定特定相談支援

社会福祉法人ともえ会「相談支援事業所かがやき」重要事項説明書

あなたに対する相談支援事業サービス提供開始にあたり、厚生労働省令等に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人ともえ会
所在地	岐阜県大垣市東町1丁目351番地2
電話番号	0584-82-8545
代表者氏名	理事長 篠田 恒之
設立年月	平成15年3月25日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成27年1月23日指定 2132100914号
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とします。
事業所の名称	相談支援事業所かがやき
事業所の所在地	岐阜県大垣市東町1丁目351番地2
電話番号	0584-82-8545
FAX 番号	0584-82-8545
管理者氏名	柴田 章吾
事業所の運営方針について	① 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し支援を行います。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。 ③ 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携により、総合的かつ効果的に配慮し努めます。 ④ 関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施します。
開設年月	平成 27年 1月 23日

事業所が行なっている他の業務	就労継続支援B型 障害者生活介護事業所
----------------	---------------------

3. 事業実施地域

大垣市、瑞穂市、海津市、岐阜市、安八郡、不破郡、養老郡、揖斐郡

4. 営業時間

営業日	月～金曜日（ただし、祝祭日及び年末年始〔12月29日～1月3日〕、盆休日〔8月13日～8月15日〕を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分まで

※電話対応は24時間対応とします。

休業日・営業時間外の連絡 070-1611-5803

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	兼務の別	常勤換算	指定基準
管理者・相談支援専門員	1名		兼務	1名	1名
相談支援専門員	1名		専従	1名	1名

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を行います。

7. 当事業所が指定計画相談支援を提供する主たる対象者

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条二十三項に規定する主務省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

（２）利用料金及び支払い方法

機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1, 822 単位／月	18, 547 円／月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100 単位／月	1, 018 円／月
強度行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月	611 円／月
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1, 558 単位／月	15, 860 円／月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100 単位／月	1, 018 円／月
強度行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月	611 円／月

※単位数単価 10, 18 円／単位

①指定計画相談支援サービスに関する利用料金については、原則として利用者又は扶養義務者からの直接的な料金の支払いは発生しません。

②通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとします。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収します。

事業所から片道10キロメートル未満	250円
事業所から片道10キロメートル以上	500円

③交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

9. 利用者の記録及び情報の管理等

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務時間は、9：00～17：00です。

10. 緊急時及び事故発生時における対応方法

事業所は、指定特定相談支援の提供により、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じ、都道府県、市町村、利用者の家族等へご連絡いたします。

11. 損害賠償

事業者は、指定特定相談支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、本事業所が加入している下記の損害賠償責任保険により損害賠償を速やかに行います。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険

12. 個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定 【虐待防止責任者】管理者 柴田章吾
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

14. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

 [氏名] 柴田章吾 [職名] 相談支援専門員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情解決責任者

 [氏名] 柴田章吾 [職名] 管理者

○第三者委員

 [氏名] 魯 慈忍 [所属] 合同会社 GCC 代表社員 [連絡先] 0584-47-8467

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大垣市役所 障がい福祉課	所在地 電話番号 受付時間	大垣市丸の内 2-29 0584-47-7298 (直通) 8:30~17:15
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 電話・FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 7 号 岐阜県福祉農業会館 6 階 058-278-5137 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人ともえ会 相談支援事業所かがやき

代表者名 篠田恒之

管理者名 柴田章吾

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>住 所：

氏 名： 印

<代筆者>住 所

氏 名 印

利用者との関係

利用者は、次の理由により署名が出来ない為、本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

(代筆理由：)

<代理人>住 所：

氏 名： 印

利用者との関係

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

社会福祉法人ともえ会 様

利用者 <住所> _____

<氏名> _____ 印

代筆者 <氏名> _____ 印 続柄

(代筆理由: _____)

家族 <住所> _____

<氏名> _____ 印

代理人 <住所> _____

<氏名> _____ 印